

## 国民健康保険の出産育児一時金について

健康保険法施行令が改正され、令和5年4月1日から出産育児一時金の金額が引き上げられることに準じ、出産に係る経済的負担の軽減を図るため、本市国民健康保険の出産育児一時金の金額を引き上げするものです。

### 1 概要

#### (1) 出産育児一時金の金額

	現行	改正案
出産育児一時金	408,000円	488,000円 (+80,000円)
加算額(産科医療補償制度掛金)	12,000円	12,000円 (±0円)
合計	420,000円	500,000円 (+80,000円)

#### (2) 施行期日

令和5年4月1日

### 2 財源

出産育児一時金の財源は、一般財源が3分の2、保険料が3分の1とされており、一般財源については全額が地方交付税として措置されています。今回の引き上げにより一般財源が年間約10,000千円増える見込みです。

なお、令和5年度については、地方交付税措置に加えて出産育児一時金の支給1件当たり5千円が国庫補助として財政支援される予定です。

#### 【参考】本市の出産育児一時金の支給実績

	支給件数	支給額
令和元年度	207件	86,700千円
令和2年度	180件	75,392千円
令和3年度	198件	82,936千円